平成２８年（フ）第５３４３号
東京都町田市玉川学園１丁目５－６－303
債務者　平木　伸弘
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３４４号
東京都板橋区成増５丁目19－11－119
債務者　丸山　　光
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３４５号
東京都板橋区成増５丁目19－11－119
債務者　丸山さつき（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３５９号
東京都世田谷区桜丘２丁目６－７－103
債務者　桂　　重道
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２１号
東京都町田市鶴間72番地３メゾン光栄Ｎｏ．２　302
債務者　八代　朋大
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４号
長崎県南島原市布津町丙2377番地、旧住所長崎県南島原市深江町戊3094番地
債務者　中川　松喜
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
長崎県南島原市布津町丙2377番地、旧住所長崎県南島原市深江町戊3094番地
債務者　中川　博美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前11時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
沖縄県沖縄市字桃原272番地　ジェルメ104号室
債務者　山里　義忠
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１３８６号
神奈川県大和市大和東３丁目12番１号　メゾンベール壱番館301号
債務者　畑本　芳輝
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６２号
横浜市神奈川区三ツ沢下町８番12号
債務者　飯野　光一
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４６号
横浜市南区南吉田町４丁目40番地２　アドリーム吉野町701
債務者　押谷　博江
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２７０号
千葉市美浜区真砂３丁目17番２棟810号
破産者　齊藤真由美
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８８号
千葉県市川市鬼高３丁目13番２号（マンションニュー中山118号）
破産者　高部　　晋
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９６号
東京都豊島区巣鴨１丁目24番５号
破産者　有限会社ビーエム・アート
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３５２号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区28棟704号、開始決定時の住所千葉県浦安市高洲６丁目１－８潮音の街８－1005
破産者　高木　勝治
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７７号
千葉市花見川区長作町945番地２
破産者　赤川　　昭
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８２号
千葉県市川市行徳駅前４丁目19番16－102号（第３パークサイド柱）
破産者　吉田　浩隆
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係